

令和4年 議会基本条例 検証シート （集計結果をふまえた本別町議会としての活性化計画）

【評価】 A＝概ね達成できた（80%以上） B＝達成できたが、改善の余地あり（60～79%） C＝あまり達成できなかった（30～59%） D＝達成できていない（29%以下）

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間：平成30年8月～令和4年3月

条 文		活性化計画（～R4）	取り組み状況など（～R4）	議会 評価	評価上の留意点（解説）	今後の課題及び改善策	活性化計画 R4年～
					評 価 の 理 由		
第1条	目的						
第2条	議会及び議員の責務						
	第1項 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、町民を代表する自由討議を重視した議決機関として、町民に対する責任を果たします。	【区分】 ①議会の運営 【項目】 議会基本条例、議会運営基準、会議規則等の検証 【内容】 政策形成サイクル、計画・実行・検証・改善を取り入れ、条例・規則等の再検証を行います。	【議会基本条例】 ・一般選挙前に実施。（平成30年1月から） ・各議員から提出された検証チェックシート状況を基に議会運営委員会で総括、検証を行い、改善が必要な点は適切な措置を講じる。 ・議会基本条例の総括・検証後、必要に応じて改正する。 【その他の条例、規則等】 ・必要に応じて見直しを行っている。	B	・あなたは条例等を遵守した活動をしているか。 ・あなたは町民に対する責任（議決・説明）を果たしているか。 ・議会基本条例、議会運営基準、会議規則等の検証は行われているか。 など A ○条例等を遵守した活動をしている。○町民の福祉と生活を守るために議決に臨んでいる。 B ○自身は町民の代表として条例に定める理念に則り活動している。議会は条例規則等も必要に応じて見直しを行っているが議論を尽くしているとは言いがたい。改善の余地があると考える。○条例等遵守していると思う。町民への説明がやや不足。○出来得る限り町民の皆さんには、説明する機会を作り、話を聞いています。○条例、規則を遵守した活動をしています。○条例、規則等については定期的に読み込み運営基準等についても一定の理解はしている自負がある。 ○町民に対する活動報告会の開催(1回) およびSNS等での発信を行うが不十分であり、町民に対する説明については更なる取り組みを必要とする。	○自由討議の充実を図る。	・政策形成サイクル、計画・実行・検証・改善を取り入れ、条例・規則等の再検証を行います。 ・各会議において各議員も積極的に発言し、自由討議の充実を図ります。
第3条	議会の運営原則						
	第1項 議会は、町民を代表する議事・議決機関であることの自覚を持ち、公正性、透明性及び信頼性を重視し、開かれた議会運営をします。	【区分】 ①議会の運営 【項目】 正・副議長選挙の立候補制の導入 【内容】 真の開かれた議会運営を目指す一環として正・副議長選挙の立候補制度導入を検討します。 ※令和3年度 活性化項目から削除		B	・あなたは元代表制の原則に基づき、もてる機能を駆使して責務を果たし、議案等の審議に十分な議論を行っているか。 など A ○努力している。 B ○広く町民の意思を把握して、公平公正に町政が運営される判断をするよう心掛けている。議会としては人権の保護という部分で、言動も含め不適切な表現が見受けられた。○自身では公平公正な活動をしていると思っているが、議会として町民に理解されていない部分があると思われる。○やや不十分。○コロナの中で透明性に欠ける部分がある。○議会運営の原則について、議員間の共通認識が必要。○ごく一部を除き、討論の機会には登壇し、自身の表決についてその理由を披瀝している。討論に登壇しなかった際は、私の討論に依存する様子が見受けられたため、他の議員の発言を促すために意図的に登壇しなかった。（結果、どなたも討論に登壇されなかった）○公平公正だとは思うが、議案から外れた議論もあると思う。 C ○町民の皆さんに対して、不透明な部分がある。	○議員は議会のルールを厳守し、町民の側に立った判断が必要であり、常に努力する。	
	第2項 議会は、議員と町長、執行機関の長及びその委任を受けた者（以下「町長等」という。）との議論を通じて、町民に分かりやすい議会運営をします。	なし		B	・議会は町民に分かりやすい議会運営を行っているか。 など A ○町長の交代により、町長等との議論をしやすくなったことから、今後益々充実してくると思う。○原則公開し情報開示を行っている。○町民に分かりやすい議会運営を行っている。○コロナ禍で町民懇談会等ができない中、「議会だより」での町民の皆さまにわかりやすく周知している。○町民の皆さまに的確にこたえる活動を進めたい。 B ○本会議をはじめ委員会など原則公開とし、HP掲載や議会だよりの発行など分かりやすい誌面づくりを心掛けているが、傍聴の自粛やコロナ禍による議会報告会・懇談会の中止・延期の影響により、町民に十分に届いていないと感じる。 C ○町側からの説明が全くと云ってよい位情報なり説明がない。町民の皆さんに説明する術すらない。○町民に分かりやすいかとの観点の前に、そもそも議長の議事運営について課題が多いと考える。	○お互いの不信感を取り除くためには、一にも二にも議論が必要。 ○動画配信など議会中継の環境を整え、SNSを活用した情報発信手段の研究を進める。 ○各自が議員としての資質向上に努め、自己研鑽に励む他ない。	・動画配信など議会中継の環境を整え、情報発信をします。

【評価】 A＝概ね達成できた（80%以上） B＝達成できたが、改善の余地あり（60～79%） C＝あまり達成できなかった（30～59%） D＝達成できていない（29%以下）

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間：平成30年8月～令和4年3月

条 文		活性化計画（～R4）	取り組み状況など（～R4）	議会 評価	評価上の留意点（解説）	今後の課題及び改善策	活性化計画 R4年～
					評 価 の 理 由		
第4条 議員の活動原則							
第1項	議員は、個別的事案への対応だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。	【区分】 ③議員活動の向上と倫理 【項目】 地域に溶け込んだ積極的社会活動 【内容】 ボランティア活動とともに、地域活動を活発化し、様々な場所で常日頃から町民の声を聞く努力を行います。 平成31年度 活性化項目から削除	・各種ボランティア活動の実施 ・コロナ対策への取り組み	A	・あなたは地域の個別的事案の対応だけでなく、町民全体のことを考え活動しているか。 ・あなたは地域活動を通じ町民の声を聞いているか。 など	○ボランティアや地域活動への参画。	
					A ○立場上、常に町民全体のことを考えなければならない機会が多いので実施している。○サークル・サロン等に参加して、できるだけ声を聞くようにしている。○議会では議員会の活動の中で、福祉施設の清掃、ごみ拾い、公園の鹿の糞拾いなど毎年行っている。自治会や商工会に所属し各種イベントに参加している。手をつなぐ親の会やスポーツの団体に所属し、幅広い年代の方との対話を重視している。コロナ対策は会議や懇談は短時間、少人数で行い、消毒、マスク着用を心掛けている。○できるだけ様々な活動に参加して話を聞いているが、コロナ禍で地域活動が減少したことは残念です。○常に町民のことを考え活動している。地域活動を通じ町民の声を聞いている。○様々な町民の方々の交流の場に参加し、生の声を聞く事に心がけています。○特に自治会活動は大切な位置づけと認識しています。○交通安全の為地域道路の草刈り年3回。○除雪（一人世帯）○町民に聞かれたこと、頼まれたことは各課の担当者間に入って調整している。○色々な場所でまちづくりに参加しています。○歴史民俗資料館友の会、ぶっくる、すきやきたい、在宅介護者を支える会、森と川の舎、交通指導員、スポーツ推進委員など各種団体に所属し、町民皆さまから意見を聞く機会があり、活動につながっています。 B ○自治会・ボランティア活動等、一部コロナ禍で縮小した。○各種会合等において町民の声を聞いている。○特定の支持者や団体等はないため、偏ることなく相談を受けている。○集会や事業、イベント等が開催される際には積極的に参加するよう努めている。○未加入である議員会のボランティアに於いても案内があった際は参加し、他、独自で除雪ボランティア等を行い、あわせて町民の声を聴く機会としている。○コロナ禍となってから毎月、町内の消費喚起のためにも議員報酬の大半を町内商店街で遣い、町民の声を聴く機会ともしている。○自治会の廃品回収や花壇整備など積極的に参加している。		
第2項	議員は、議会が自由討議を重視した議決機関であることを認識し、多様な住民意思を反映した議員相互の自由討議を推進します。	【区分】 ①議会の運営 【項目】 自由討議の推進 【内容】 審議における議員間の自由な討議を実施します。当面は、委員会、議員協議会で取り組んでいきます。	・議員協議会、委員会において、行うこととしている。	B	・あなたは自由討議を行っているか。 など	○自由討議は不十分なので、議員相互の関連な意見を言う機会を設ける。 ○議長ならびに委員長は積極的に自由討議の場を設けた運営を行うよう努めるべき。	・各会議において各議員も積極的に発言し、自由討議の充実を図ります。
					B ○自由討議を行いたい、議員間の不信感があり、できていない時がある。○公式、非公式を含め討議の機会が増えていると思うが、論点を的確にとらえるよう研鑽をする必要がある。協議会ではもっと多くの議員が発言するべき。○自由討議まで至っていない。○不足している。一部議員との信頼関係が欠ける。○委員会では行っているが、協議会では行っていない。 C ○自由討議には至っていないが、他議員とは意見交換は行っています。○あまり行っていない。○議運・委員会（懲罰）等、報告が主で経過説明が少ない。自由討議に至っているか疑問。 D ○自由討議は自身の判断や意思のみで行うのではなく、前提として、明確に自由討議を採用した運営が為される必要がある。実績としては総務常任委員会に於いて、議会事務局長の呼びかけによって一度実施されたのみである。		
第3項	議員は、町政における課題全般について多様な住民意見を把握するとともに、町民の代表としてふさわしい活動を行うため、自己研鑽を図り政策水準を高めま	【区分】 ③議員活動の向上と倫理 【項目】 議員力の向上 【内容】 議員個々の政策形成及び立案能力の向上を図ります。	各自己研鑽内容＝	B	・あなたは自己研鑽を行っているか。 ・あなたは住民意見の把握に努めているか。 など	○講演会や講習会へ参加し、研鑽に努める。多様な方々との懇談に積極的に参加する。 ○先進地等への視察研修は必要。 ○さらなる広聴をしていく。	・議員個々の政策形成及び立案能力の向上を図ります。
					A ○多様化と言われる時代に即応していくためにも、これまでの考えに囚われず、情報の収集、自己研鑽を積んでいる。○常に社会の動向には注視している。○自治会の活動は、社会人として必須である事から、積極的に参加すべきであり参加している。 B ○コロナ禍であるため多くの町民との交流は減ってしまったが、電話や街中で個別に話を聞く機会が増えた。十勝の市町村議員ネットワークで勉強会を実施しそれぞれの地域の課題解決の情報交換を行っている。公共政策に関するセミナーやサマースクールにリモートで参加したがまだ不十分と感じている。○住民意見の把握に努めているが、不足していた面もあります。○行っている。活動の場を広げ把握に努めている。○コロナ禍で研修機会は減ったが、自己研鑽には努めている。○書籍購入や政経セミナー等へ積極的に参加し知見を深める努力を行っている。○管内の市町村議会議員を対象としたセミナーを自身で企画し（2回）、新聞記事にも取り上げられ、複数の市町村議員に参加をいただいた。		

【評価】 A＝概ね達成できた（80%以上） B＝達成できたが、改善の余地あり（60～79%） C＝あまり達成できなかった（30～59%） D＝達成できていない（29%以下）

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間：平成30年8月～令和4年3月

条 文		活性化計画（～R4）	取り組み状況など（～R4）	議会 評価	評価上の留意点（解説）	今後の課題及び改善策	活性化計画 R4年～
					評 価 の 理 由		
第5条 町民と議会との関係							
第1項	議会は、情報公開に努め、議会の議決及び運営について、その経緯や理由等を町民に説明する責任を果たします。	【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 積極的な情報開示方策の確立 【内容】 ・議会広報の発行（平成9年）は、読まれる広報紙への努力をします。 ・各種会議におけるインターネット配信の実施に向けて検討します。 ・議案に対する議員の賛否状況の公開を進めます。 【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 ナイター議会の開催と傍聴者へのアンケートの実施 【内容】 ナイター議会を開催し（平成12年から）多くの傍聴者に傍聴いただいており、引き続き開催をします。	・議会報告会、町民懇談会 ・会議録の公開 ・議会広報、議会速報の発行 ・同報無線の活用 ・新聞折込チラシ年4回 ・ホームページでの議会活動状況の公開 ・ナイター議会を年1回（3月定例会）開催し、併せて、傍聴者へのアンケートを実施。（令和2年、令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施出来なかった。）	B	・議会は情報公開、町民への説明責任を果たしているか。 ・議会はナイター議会、傍聴者へのアンケートを行っているか。 など A ○情報公開、町民説明を行っている。コロナウイルス感染のため町民懇談会が中止、延期になっている。○町民懇談会、会議録の公開等、情報公開は行っている。 B ○コロナ禍による町民懇談会・ナイター議会の中止などで公開ができていないが、議会だよりの発行で頑張っている。○今できる限りの手段を使って情報の公開に努めているが不十分と感じる。インターネット配信に向けて具体的に検討されるが早期の活用が望まれている。○できうる情報公開は実施していますが、コロナ禍の中、町民懇談会・ナイター議会の中止で十分ではなかった。○コロナ禍の中で、自治会などの各種活動が出来ない。 C ○コロナ禍で各種集會や会議が中止となり、話し合い不足。○コロナ禍とはいえ、代替措置を講じることなく傍聴禁止などの措置を行い、結果として議会の責務を果たさず、町民の権利侵害を行った。幾度も代替措置の具体的提案をしたにもかかわらず遺憾である。○傍聴者のアンケート結果について、適時、開示がなされていない。○コロナ禍の中、思うような情報公開ではなかった。 D ○町民への説明は行っているが、議会全体としては不足。	○動画配信の先進事例など研究し、本町に合った配信の方法を考える必要がある。 ○議員、議会事務局職員ともに「真に開かれた議会とは」を学ぶ機会を設け、より理解を深める必要がある。	・議会広報の発行（平成9年）は、読まれる広報紙への努力をします。 ・動画配信など議会中継の環境を整え、情報発信をします。 ・議案に対する議員の賛否状況の公開を進めます。 ・ナイター議会を引き続き開催をします。
第2項	議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会、議員協議会など全ての会議を原則公開とします。	【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 積極的な情報開示方策の確立 【内容】 各種会議におけるインターネット配信の実施に向けて検討します。	・秘密会を除く、全ての会議を原則公開している。	A	・会議は公開されているか。 ・映像配信の必要性の検討は行われているか。 など A ○公開されている。映像配信も検討されている。○出来る限り努力している。○会議は公開されている。○コロナ禍での傍聴自粛以外は完全公開。○秘密会以外はすべて公開している。コロナ禍で一部公開されない期間はあった。 B ○コロナ禍により委員会の傍聴を認めることができず残念。○コロナ禍でまん延防止期間中は禁止や自粛をした。○コロナの感染拡大防止から傍聴の自粛で思うようにできなかったが、動画配信の目的が立った。 C ○会議中、なぜか休憩を多用し会議録に反映させない議論を行うことが不可思議である。また、会議録についても要約記録と称し簡易的に作成、時には恣意的作成と感じることもある。休憩中議論も会議録に反映せず、よって議論の全貌が見えない。○過去には、広報広聴常任委員会に於いて会議録の作成を行っておらず、その指摘するとレジュメが会議録だと強弁するが、条例で定められた要件を満たしていなかった。会議録未作成会議については会議録の開示、つまりは公開することができない。○秘密会を採用するも、秘密会の後刻公開について十分な理解がなされているとは思えない。	○少しでも早く動画配信サービスの提供を進める。	・動画配信など議会中継の環境を整え、情報発信をします。
第3項	議会は、本会議及び常任委員会の審議に用いる議案を支障のない範囲で傍聴者に提供します。	なし	・傍聴者には議員と同じ議案及び資料を配布している。	A	・議会は傍聴者に議案を配布しているか。 など A ○配布している。 B ○傍聴者がいないことを見越してか、事前に傍聴者の受け入れ体制や配布資料の用意がなされていないことが散見される。	○傍聴者への議案提供は今後も適切に進めます。	・実施中
第4項	議会は、議会活動に関する報告会・懇談会を年1回以上開催します。	【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 「議長との対話室」の活発化 【内容】 「議長との対話室」を随時開催しています。要望があれば出前も行います。 【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 町民への出前報告会の実施 【内容】 町民の関心の高い重要案件に対する報告会を行います。また、要望があれば積極的に出前報告会（委員会）を行います。 【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 町民懇談会の開催 【内容】 議会報告会を兼ねて、町民から議会に関して意見などを直接聞く、町民懇談会を毎年開催します。 【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 各種団体とのミニ懇談会の開催 【内容】 小グループ、各種団体と膝をまじえたミニ懇談会を積極的に実施します。	・議会報告会、町民懇談会を4月に6会場で開催し、町民からの意見を広く聞くことに努めた。（令和2年、令和3年については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施出来なかった。）	C	・議会自らが積極的に地域に出向き、議会の活動状況を報告し、町政に関する情報提供をするともに、町民の意見を直接聞く機会として報告会、懇談会を実施しているか。また、その役割を自ら果たしたか。 など A ○議会は毎年報告会、懇談会を行っている。役割を果たしている。 B ○コロナ禍で開催はしていないが、基本的には制度的にも機能している。○コロナ禍で一部中止があった。（やむを得ない） C ○コロナ禍であるため議会報告会や懇談会は十分に行えなかった。○議会は毎年報告、懇談会を行っているが、コロナウイルス感染症のため中止、延期になっている。○コロナ禍とはいえ、町民懇談会の実施をしていないことは課題である。管内他町村に倣い、オンライン開催等できる方法を検討する姿勢が欠落している。○個人的にはしているが、議会としてはコロナ禍でできていない。	○収束の兆しが見えない中であるため、感染状況を把握して可能な限りの対策を講じ実施していく。オンラインでの開催も可能にしていくなど積極的に取り組んでいくべき。 ○出席者の少ないところがありますので、その工夫が必要。	・議長との対話室をはじめ、町民報告会懇談会を継続します。

【評価】 A＝概ね達成できた（80%以上） B＝達成できたが、改善の余地あり（60～79%） C＝あまり達成できなかった（30～59%） D＝達成できていない（29%以下）

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間：平成30年8月～令和4年3月

条 文			活性化計画（～R4）	取り組み状況など（～R4）	議会 評価	評価上の留意点（解説） 評 価 の 理 由	今後の課題及び改善策	活性化計画 R4年～
	第5項	議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、議会の討議に反映するよう努めます。	なし	実績なし	B	・参考人、公聴会制度を活用したか。 など A ○制度としては良いが、事案がなかった。○実例としては、必要な制度であると思います。 B ○実績はないが専門家の意見やお話を聞くのは重要と考える。○懲罰委員会。 C ○していない。 D ○町行政の不祥事等が見受けられるも活用の実績がなく、検討の機会すらもなかった。	○制度についての理解を深め、活用できる時は積極的に活用する。	
	第6項	議会は、請願及び陳情等を町民による政策提案と位置づけ、その審議及び調査に当たっては、必要に応じて提出者から意見を聴く機会を設けます。	なし	（平成31年） ・請願1件、スクールバス利用距離見直しについて	B	・議会は請願・陳情者から意見を聞いたか。 など A ○書面の内容については十分審議、議論したと思われます。町民からの直接の声は聞いていなかったが必要がないと判断した。○制度としては良いが、あまり事案がなかった。○住民に理解を得ることは必要。○委員会で取り組んだ。○常任委員会にて事案があった。 B ○町民の方々の意見を聞く事は大切。○町民の声を傾聴し請願紹介議員となった。また、議会中継の実現に向けて請願紹介議員となるよう町民から相談を受け、準備中であつたところ、新年度予算に計上されたことで取りやめた。○総務常任委員会で請願1件を受理し、当該請願を紹介する議員から意見を聞き、審査後、本会で不採択とされた。	○議員の紹介だけでなく、地域で話し合いが必要。	
第6条 町長等と議会及び議員の関係								
	第1項	本会議における一般質問は、一問一答の方式で行います。	【区分】 ①議会の運営 【項目】 一般質問一問一答細目方式の推進 【内容】 一般質問の一問一答方式について、わかりやすい質問・答弁となるよう細目選択制を推進します。	・一問一答方式の実施。（平成17年から） ・一問一答細目方式の追加。（H31.1.8議員協議会において決定）	A	・一般質問を行っているか。 ・一問一答細目方式を活用しているか。 など A ○行っている。質問の内容によって細目方式も選択し推進している。○細目方式にて質問を行った。質問事項により今後も活用したい。○一般質問通告締切後に除名処分からの復職となった定例会（R3.6）を除き、毎定例会一般質問を執り行っている。なお、その際も議長あてに要望書を提出し、一般質問の機会を窺ったが拒否された。○議長ならびに議運に質問通告が受理されなかった事があるが、常に複数問について通告を行っている。また、一問一答細目方式も積極的に活用をしている。 B ○実施している。一問一答細目方式を活用している。○質問時の発言力の向上に努めたい。 C ○あまり達成できていない。○質問は行っているが、誠意ある答弁が返ってこない。○必要な時に。	○議員個々の発言力の向上と、日々の研鑽が必要と考える。	・実施中
	第2項	議長から会議への出席を要請された町長等は、論点を明確にするため議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑並びに提案内容に対して、反問することができます。	【区分】 ①議会の運営 【項目】 反問権の導入 【内容】 議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため導入しました。	・28年に制定したが、反問権は行使されていない。		執行者側に付与したものであることから評価の対象としない。	○執行者側に付与したものであるが、反問があることを前提に準備することが必要。	・実施中
	第3項	前項の反問については、別に定めます。		・28年6月に定めた。				
第7条 町長による政策等の形成過程の説明								
	第1項	議会は、町長が提案する計画、事業等については、必要に応じて次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう説明を求めます。	【区分】 ③議員活動の向上と倫理 【項目】 重要事業等の検証 【内容】 重要な政策、事業の検証を必要に応じて行います。	・必要に応じ説明を求めている。		・議会側の要求及び執行者側の努力事項を定めたものであるため評価の対象としない。	○政策等の形成過程の説明は、勿論、執行後の評価についても調査・審議は必要。	・重要な政策、事業の検証を必要に応じて行います。
	第2項	議会は、前項の提案を審議するに当たっては、立案・執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価について調査・審議することに努めます。						

【評価】 A＝概ね達成できた（80%以上） B＝達成できたが、改善の余地あり（60～79%） C＝あまり達成できなかった（30～59%） D＝達成できていない（29%以下）

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間：平成30年8月～令和4年3月

条 文		活性化計画（～R4）	取り組み状況など（～R4）	議会 評価	評価上の留意点（解説）	今後の課題及び改善策	活性化計画 R4年～
					評 価 の 理 由		
第8条 議決事項の拡大		なし	令和2年12月定例会 総合計画審査特別委員会を設置し、第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画について審査		・評価の対象としない。	○必要に応じて議員間討議で決定します。	・実施中
第1項	議会は、町政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等執行機関が町民に対する責任を担いながら、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を追加します。						
	前項の議決すべき事件については、別に条例で定めます。						
第9条 自由討議による合意形成		【区分】 ①議会の運営 【項目】 自由討議の推進 【内容】 審議における議員間の自由な討議を実施します。当面は、委員会、議員協議会で取り組んでいきます。	・本会議においては、議員間の自由討議を実施していない。 ・議員協議会、委員会において、行うこととしている。		・議会は自由討議の場を設けているか。 など C ○やや不十分。○委員会で行っている。 C ○議員からほとんど意見が出ず苦勞している。○行っていない。○自由討議を行う場を設けていない。○不十分である。○明確に自由討議を採用した議会運営が為される必要がある。	○議事進行の中で自由討議の機会を増やすか、非公式の場でも議論を尽くすよう努力する必要がある。	・各会議において議員は積極的に発言し自由討議の充実を図ります。
第2項	議会は、本会議及び委員会において議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに町民への説明責任を十分に果たします。						
	議会は、本会議及び委員会において議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに町民への説明責任を十分に果たします。						
第3項	議員は、議員相互間の自由な討議を通じて合意形成を目指し、政策立案及び政策提言等を積極的に行うよう努めます。						

【評価】 A＝概ね達成できた（80%以上） B＝達成できたが、改善の余地あり（60～79%） C＝あまり達成できなかった（30～59%） D＝達成できていない（29%以下）

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間：平成30年8月～令和4年3月

条 文		活性化計画（～R4）	取り組み状況など（～R4）	議会 評価	評価上の留意点（解説） 評 価 の 理 由	今後の課題及び改善策	活性化計画 R4年～
第10条 委員会等の活動及び議員協議会の運営							
第10条	第1項	議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会等」という。）を設置して、所管事務及び付託事件の審査・調査の充実を図り、議会機能を拡充します。	【区分】 ③議員活動の向上と倫理 【項目】 議員力の向上 【内容】 議員個々の政策形成及び立案能力の向上を図ります。	・所管事務調査 年3～4回実施。 ・管外行政視察研修及び視察前事前学習を実施。（R1行政視察実施（産業）、R4行政視察予定（産業）） ・広報研修の実施（道議長会研修、カメラ研修、Web研修） ・予算・決算時の委員会での勉強会、年2回	A ・委員会は審査・調査の充実が図られているか。 など A ○総務・産業厚生常任委員会で所管事務調査が実施されている。○コロナ禍であるため管外行政視察は十分に行えなかったが、Web研修（広報）や町内現地調査（現地視察）を取り入れた活動をした。○充実されていると思う。○町道の補修状況、災害機材の確認、学校のトイレ自動手洗い等々調査を行っている。○委員会は審査、調査の充実が図られている。 B ○コロナの中、所管事務調査に留まっている。○所管事務調査は実施していますが、議員研修・行政視察が実施できませんでした。○時々充実が図られていると感じる。○所管事務調査実施している。○コロナ禍のため道内先進地研修は出来なかった。 C ○コロナ禍であることや多忙であることなどを理由に所管事務調査の実施を安易に見送ろうとする風潮がある。○道外視察においては不適切な支出の疑義があり極めて遺憾である。なお、必要であれば書証等提出の用意はある。○予算、決算時の委員会による勉強会は任意とはいえ実施が不定で、結果として私を除き開催するなど、排除の意図が透けてみえ残念である。	○それぞれの設置目的に応じた委員会活動の活性化について調査、研究を積極的に行う。	・議員個々の政策形成及び立案能力の向上を図ります。
	第2項	委員会等は、前項の審査・調査及び町政の課題に適切かつ迅速に対応します。	【区分】 ③議員活動の向上と倫理 【項目】 議員力の向上 【内容】 常任委員会行政視察後の議員協議会での報告。	・所管事務調査は、その時々 のタイムリーな課題等を実施した。 ・必要に応じて行政視察、委員会研修を実施。	B ・委員会は適切かつ迅速に対応しているか。 など A ○適切に対応されている。○委員会は適切かつ迅速に対応している。 B ○審査・調査については時期や情勢を鑑みた内容になっていると思われる。重要な案件については特別委員会を設置し調査をすることとしている。調査の方法については情報の収集など研究の余地あり。○所管事務調査は実施していますが、議員研修・行政視察が実施できませんでした。○委員会は適切に対応している。行政視察はコロナ禍で出来ていない。○所管事務調査は現地調査含めて実施してきた。○所管事務調査を「勉強会」と位置付けており、委員会のあるべき姿からかけ離れていた事実がある。○所管事務調査時に於いて現地調査を取り入れることは効果的である。	○委員会等での審査・調査後、議員間で自由討議を行うことも検討していく。	・常任委員会行政視察後、議員協議会において報告します。
	第3項	議会は、委員会等のほか、議会運営調整及び町長等の政策課題の審査に迅速に対応するため議員協議会を設置し、議員間の自由な討議を行い議会運営の充実を図ります。	【区分】 ①議会の運営 【項目】 自由討議の推進 【内容】 審議における議員間の自由な討議を実施します。当面は、委員会、議員協議会で取り組んでいきます。	・R3コロナ対策に関する要望書の提出。	B ・議会は政策課題の審査を迅速に対応したか。 ・あなたは議員間討議に近いものはおこなったか。 など A ○行った。 B ○行ったが機会が少ない。○円滑な議会運営のための討議の機会は増えているがまだ不十分と感じている。会議の進め方も研鑽が必要。議員相互の理解を深め、合意形成を図るための議論は希薄に感じている。○町へ議会としてコロナ対策の要望書を提出しましたが、議員間討議には至っていません。○議員間での意見交換不足。○町長等と議会の政策討議がない。特に町立病院のあり方など。○病院特別委員会では行った。○審査は迅速に対応するが、議員間討議は不足していると思う。 C ○まだ自由討議にはなっていない。○政策課題の審査までとなると、相当なレベルの能力が必要であり、今後課題ともなる。○話をするが、提言には至っていない。○議員協議会などでは議会改革等に繋がる意見具申を行い、議員間での協議や検討を積極的に求めている。	○論点を明確にし討議の充実を図る。	・各会議において各議員も積極的に発言し、自由討議の充実を図ります。
第11条 議会事務局の充実							
第11条	第1項	議会は、議員の政策形成及び政策提案を補助する議会事務局の調査及び法務機能の充実に努めます。	なし	・道町村議会議長会、十勝町村議会議長会主催の各種議員研修会、並びに各委員会による先進地行政視察研修会に随行参加。	A ・事務局員は議員の政策補助を行っているか。 ・事務局員は研修、自己研鑽で資質向上と法務知識の向上が図られているか。 など A ○日々研鑽がみられる。突発的な不測の事態にも迅速に対応していると思う。○向上が図られている。○事務局員は、監査委員事務局と兼務の中で、自己研鑽をし、尽力している。○事務局員は議員の質問にも早い対応で良い。○事務局員には感謝している。○事務局員はしっかりとした法務知識のもと政策補助を行っている。○議員が働きやすい状況づくりに努めてくれているので活動しやすい。 B ○発議や修正案提出の際には助言をいただくなどしている。	○更なる研鑽を望み、また、図書の充実を図る。	
	第2項	議会は、行政から独立した機関としての議会事務局機能の向上に努めます。	なし	・道町村議会議長会主催の町村議会事務局研究会、事務局職員研修会及び池北3町事務局職員研修会などに参加。	A ・事務局員は議会の立場で働いているか。 など A ○日程調整を含め議会の立場に立ち、文言の整理や調査事項にかかわる資料の提出などサポート体制ができていると思う。○議会の立場で努力してくれています。○議員が働きやすい状況になっているし、努めている。○事務局員は議会の立場で働いている。○事務局員はチームワーク良い。 C ○行政と議会は内部機関同士との認識を有しているようで、行政職員としての位置づけが強く、真に独立した機関として機能しているとは認めがたい。	○議会は行政から独立した機関と認識し業務にあたる。	

【評価】 A＝概ね達成できた（80%以上） B＝達成できたが、改善の余地あり（60～79%） C＝あまり達成できなかった（30～59%） D＝達成できていない（29%以下）

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間：平成30年8月～令和4年3月

条 文		活性化計画（～R4）	取り組み状況など（～R4）	議会 評価	評価上の留意点（解説） 評 価 の 理 由	今後の課題及び改善策	活性化計画 R4年～	
第12条 議員研修の充実								
第1項	議会は、議員の政策形成及び立案能力などの向上に資する研修の充実強化を図ります。	【区分】 ③議員活動の向上と倫理 【項目】 議員力の向上 【内容】 議員個々の政策形成及び立案能力の向上を図ります。	・R3 議員倫理について研修会実施。（議員会主催） ・他町村開催の研修会への個人参加。一部の議員（芽室町等） ・全道議員研修会参加 6月か7月（全議員）※R2・3はコロナで中止 ・管内議員研修会 11月（全議員）※R2・3はコロナで中止 ・所管事務調査 年3～4回実施。 ・管外行政視察研修及び視察前事前学習を実施。（R1行政視察（産業）、R4行政視察予定（産業）） ・広報研修の実施（道議長会研修、カメラ研修、Web研修） ・予算・決算時の委員会での勉強会、年2回 ・視察研修後、道の駅関係者との意見交換実施。 ・行政視察受入時、他議会との意見交換（計6件）	C	・議員研修会は開催されたか。 ・あなたは現行の研修で立案能力向上は十分と感じられるか。 など B ○コロナ禍により中止となった研修があり、機会が少なかった。研修や勉強会の方法については検討の余地あり。○ほとんどはコロナウイルスの感染拡大防止で行われていないが、ハラスメントの研修等ためになった。 C ○コロナ禍の影響で実施したくてもできない。○コロナ禍により大部分の研修会が中止。他議会との交流もなく残念である。○コロナ禍で大半の研修が中止となったが、道外行政視察の結果等を道の駅関係者と意見交換を行った。大変有意義でした。○コロナ禍で研修等が開催されない。役場内の所管事務調査は重要。○案内をいただいた管内町村の研修会に複数回参加をし、主に病院運営等について学びを得た。○自身で管内の市町村の視察を行い議会中継について学びを得た。○コロナ禍の為、令和2年、3年は町外の研修会は中止となり、立案能力向上には不十分と感じている。○広報研修で行ったWeb研修内容は勉強になった。	○視察研修や所管事務調査等を行い、議員活動の一助とします。	・議員個々の政策形成及び立案能力の向上を図ります。 ・常任委員会行政視察後、議員協議会において報告します。 ・議員研修会を開催します。	
	第2項	議会は、議員研修の充実、強化にあたり、他市町村の先進事例について調査研究します。		【区分】 ③議員活動の向上と倫理 【項目】 議員力の向上 【内容】 ・常任委員会行政視察後の議員協議会での報告。 ・議員研修会の開催。	C	・先進地視察内容は充実していたか。 ・委員会は視察後議員協議会で報告したか。 など A ○各種研修には積極的に参加してきたが、コロナ禍で最近では行われてはならず、議員活動に影響しているように思う。○実施できた視察は充実した内容であった。事前学習を含め協議会や町民へ報告をし知見を広めることができた。積極的に行政視察の受け入れをしたので他議会との意見交換ができた。○委員会で道外視察研修を行った。事前学習、事後報告を行い有意義であった。 C ○実施できなかった。○コロナ禍により大部分の研修会が中止。他議会との交流もなく残念である。○大半の研修が中止となったが、視察研修後は、関連団体と意見交換等も行っています。○コロナ禍で研修等が開催されない。役場内の所管事務調査は重要。○道外視察の具体的効果が不透明で、且つ不適切な支出が認められる。	○町の規模は多少異なっているても類似する問題があり、解決している自治体もあることから、吟味し、研修を実施します。	
第13条 議会広報及び広聴の充実								
第1項	議会は、議会、委員会等の審議内容及び議員研修活動内容等について、町民へ定期的に情報を発信します。	【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 積極的な情報開示方策の確立 【内容】 議会広報の発行（平成9年）は、読まれる広報紙への努力をします。	・議会だより 年4回発行 ・町民懇談会速報版 年1回発行 ・議案の賛否状況の公開 ・新聞折込チラシ 年4回 ・道の駅関係者との意見交換会（産業） ・ホームページの活用 議会だより 議長交際費 議決結果 議会報告会、町民懇談会資料 本会議会議録 一般質問通告内容公開など ・本別高校2年生模擬議会の開催（R3.12.20） ・女性議会は開催していない。 ・高校生傍聴受入。 ・議場の一般開放はできていない。	A	・議会は定期的に町民へ情報発信しているか。 ・情報発信量は少なくないか。 など A ○議会広報やホームページ掲載や速報版の発行など、読みやすい誌面づくりについて議論をし進められている。○限られた予算の中では良しとします。議会だより発行から100号達成。○情報提供されている。○発信量は十分と感じている。○議会の広報としては申し分ない。○議会だよりやホームページの充実で発信している。○議会は定期的に町民に情報発信していると思う。 B ○コロナ禍で発信は少ない。○結果のみならず過程までを丁寧に知らせる姿勢が求められる。	○今後も町民サイドに沿った広報として、議会だよりの充実に努めます。	・議会広報の発行（平成9年）は、読まれる広報紙への努力をします。	
	第2項	議会は、町政に係る重要な情報をすみやかに公表するとともに、町民からの意見・要望等を聴取し、その内容及び対応について情報を提供します。		【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 積極的な情報開示方策の確立 【内容】 議案に対する議員の賛否状況の公開を進めます。 【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 各種団体とのミニ懇談会の開催 【内容】 小グループ、各種団体と膝をまじえたミニ懇談会を積極的に実施します。	A	・議会は町政の重要な情報を提供しているか。 など A ○審議、調査の内容や議決結果など重要と思われる事項を選定し、限られた紙面に集約されている。○町政の重要な情報などを提供している。○一般質問等のやり取りが町民の皆さんには、良い情報と言えるのでは。○町民に近い問題は、報告・提供している。○重要かどうかを精査し提供している。 C ○議会だよりにおいて町政に関する情報提供も行っているが発行が遅いため効果が限定的である。○議会ホームページの運営についても実質上、職員に任せきりで目新しい改善が見受けられない。	○町民の関心事項や声を議会だより等でお知らせしていきます。	・議案に対する議員の賛否状況の公開を進めます。 ・小グループ、各種団体と膝をまじえたミニ懇談会を積極的に実施します。 ・議会報告会において、議員の活動状況を公開します。 ・模擬議会などを開催し、議会について理解してもらうために、積極的に各団体へ働きかけます。その他、議場の開放を進めます。
	第3項	議会は、情報技術の発達をふまえ、様々な広報手段を活用します。		【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 議員の主な活動の公開 【内容】 議会報告会において、議員の活動状況を公開します。 【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 町民議会（仮称）の開催について 【内容】 模擬議会、女性議会などを開催し、議会について理解してもらうため、積極的に各団体へ働きかけます。その他、議場の開放を進めます。	B	・議会は様々な広報手段を活用しているか。 など A ○ホームページ等活用している。 ○新聞折り込みの利用は良い。○高校2年生の模擬議会、座談会を行う。高校1年生の傍聴受入行う。 B ○動画配信ができていないが、令和4年度から実施することになった。○社会情勢を鑑みると、会議の動画配信に取り組むべきと思う。○広報手段を活用している。○努力しているが、なお様々な手段が必要。○高校生の傍聴、模擬議会を開催した。○なかなかコロナ関係でできないことも多かったが、高校生の模擬議会は良かった。 C ○インターネットを活用し、多額の費用や労力を必要とせずに発信する方法があるにもかかわらず漫然とこれまでに做った広報手段を採用している。○視覚、聴覚障がい等を有する方への議会だよりの取り組みがおざなりである。	○議会をより身近に感じてもらうようにインターネット中継の活用を図ります。	・動画配信など議会中継の環境を整え、情報発信をします。

【評価】 A＝概ね達成できた（80%以上） B＝達成できたが、改善の余地あり（60～79%） C＝あまり達成できなかった（30～59%） D＝達成できていない（29%以下）

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間：平成30年8月～令和4年3月

条 文			活性化計画（～R4）	取り組み状況など（～R4）	議会 評価	評価上の留意点（解説） 評 価 の 理 由	今後の課題及び改善策	活性化計画 R4年～
	第4項	議会は、議会モニター制度を設けることができます。	【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 議会モニター制度の検討 【内容】 「議会モニター制度」については、モニター制度を活用する必要性が生じた時に導入します。	・制度を活用する事案がなかった。		評価の対象としない	○必要性を引き続き検討していく。	・「議会モニター制度」については、モニター制度を活用する必要性が生じた時に導入します。 ・「議長との対話室」を随時開催しています。要望があれば出前も行います。
	第5項	前項に関し、必要な事項は、議長が別に定めます。	【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 「議長との対話室」の活発化 【内容】 「議長との対話室」を随時開催しています。要望があれば出前も行います。	・議長との対話室を年数回開催。出前も実施。				
第14条 議員定数及び報酬								
	第1項	議員定数及び議員報酬は、別に条例で定めます。	【区分】 ②町民に開かれた議会 【項目】 議員の条例委員に係る報酬等の取り扱いについて 【内容】 議会役職付け（功労者選考諮問委員会、都市計画審査委員など）条例委員の会議出席時に支給される報酬等について、その取扱いを検討します。			○定数については、町民の皆さんの考えを把握し進めることが肝要。	・議員定数のあり方、議員報酬について適正報酬額か検討します。	
	第2項	議員定数及び報酬の改正に当たっては、市政の課題、将来の展望等を踏まえ総合的に検討するとともに、町民の多様な意見を十分に考慮します。						
	第3項	議員の定数に関する条例改正は、議員が提案するよう努めるものとし、その理由について説明責任を果たします。		改正案提案実績なし				
	第4項	議員報酬の改正は、本別町特別職報酬等審議会の答申を尊重するほか、議員が提案する場合は、改正理由を付して提出します。		R2.6～R3.3 コロナ対策として5%削減				○報酬の改正については慎重に検討します。
						・定数・報酬改定の予定はないため評価の対象としない。		

【評価】 A＝概ね達成できた（80%以上） B＝達成できたが、改善の余地あり（60～79%） C＝あまり達成できなかった（30～59%） D＝達成できていない（29%以下）

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間：平成30年8月～令和4年3月

条 文		活性化計画（～R4）	取り組み状況など（～R4）	議会 評価	評価上の留意点（解説） 評 価 の 理 由	今後の課題及び改善策	活性化計画 R4年～		
第15条 議員の政治倫理									
	第1項	議員は町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動します。	【区分】 ③議員活動の向上と倫理 【項目】 議員の政治倫理 【内容】 倫理性を常に自覚し行動します。		必要に応じ政治倫理要綱の見直しを行っている。	A	・あなたは町民の代表として倫理性を自覚し行動、発言しているか。 など A ○政治倫理要綱に不備があれば見直ししています。○常に町民の皆さんの考え方に沿った行動を心掛けています。○倫理性を自覚した行動・発言に努めている。 B OSNSによる発信についての倫理性の理解が必要。○常に町民の立場に立ち、倫理性を自覚し活動を行っているが、議員の中には倫理性を欠く言動が見受けられた。 D ○議会事務局より配布された、他の議員（委員）二名が行った不適切な文言が含まれる質問通告文を、自身のフィルターで確りと検証することなくSNSに投稿し、個人情報保護法違反や名誉棄損等にもなり得る情報の二次拡散を行ってしまった。	○議員は見識と倫理性を自覚し、日々の研鑽が大切です。	・倫理性を常に自覚し行動します。
	第2項	政治倫理に関する規律の基本となる事項は、別に定めます。		なし	政治倫理の基本事項は要綱で定められている。（H28年6月）	A	A ○定められている。○常に町民の皆さんの考え方に沿った行動を心掛けています。 B OSNSによる発信に十分に適用できていない。○要綱に定めている倫理に抵触していないかなどの議論があったが、見解に違いがあるように思えた。 D ○議員による、特定の議員や町民の私生活におよぶ話題を度々耳にすることがあり、不快感を覚える事や問題に感じる事がある。○自身の発言、発信等についても当然に留意する必要がある。○議会は違法で且つ不当な除名処分を行ったと北海道知事より審決されるがその責任を誰も負わない。また、多額の税金を支出している。	○議員は要綱の定めについて理解を深め、日々の研鑽が大切です。	
第16条 最高規範性									
	第1項	この条例は、議会の運営と活動における最高規範であって、議会は同条例の趣旨に反する議会の条例、規則等の制定は行いません。		なし	趣旨に反する条例等の制定は おこなっていない。	A	・本条例の趣旨に反する条例等の制定は行っていないか。 A ○行っていない。 D ○会議規則等には違憲で違法との解釈がなされるものが含まれ制定されている可能性が否定できない。	○必要に応じて専門家を交え検証をします。	
	第2項	議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検証します。		なし	・一般選挙前に実施。（令和4年1月から） ・各議員から提出された検証チェックシート状況を基に議会運営委員会で総括、検証を行い、改善が必要な点は適切な措置を講じる。 ・議会基本条例の総括・検証後、必要に応じて改正する。 ・その他の条例、規則等も必要に応じて見直しを行う。 ・議会ホームページで検証結果の公表。	A	・本条例の検証は行われているか。 A ○実施（検証）している。○行われている。公表もしている。 C ○前回の検証結果等について、議会全体としての具体的な協議の場がなく、共有がなされていない以上、何ら効果的な検証とは評価できない。	○活動、検証、評価、見直しのサイクルにより検証を行います。	
第17条 見直し手続き									
	第1項	議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検証します。		なし	・一般選挙前に実施。（令和4年1月から） ・各議員から提出された検証チェックシート状況を基に議会運営委員会で総括、検証を行い、改善が必要な点は適切な措置を講じる。 ・議会基本条例の総括・検証後、必要に応じて改正する。 ・その他の条例、規則等も必要に応じて見直しを行う。 ・議会ホームページで検証結果の公表。	A	・本条例の検証は行われているか。 A ○実施（検証）している。○行われている。公表もしている。 C ○前回の検証結果等について、議会全体としての具体的な協議の場がなく、共有がなされていない以上、何ら効果的な検証とは評価できない。	○活動、検証、評価、見直しのサイクルにより検証を行います。	
	第2項	議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じます。		なし	・一般選挙前に実施。（令和4年1月から） ・各議員から提出された検証チェックシート状況を基に議会運営委員会で総括、検証を行い、改善が必要な点は適切な措置を講じる。 ・議会基本条例の総括・検証後、必要に応じて改正する。 ・その他の条例、規則等も必要に応じて見直しを行う。 ・議会ホームページで検証結果の公表。	A	・検証結果に基づき、適切な措置はされるか。 A ○対応すべきは対応。○検証結果に基づき改善処置されています。○自己検証とともに広く意見を聞くことも重要と考える。○行われている。○措置されており、今後も措置されるべき。○検証結果に基づき、改善されるところは改善されると思われる。 B ○改選期前の検証となるが自身の評価が多く、1期目の議員は基本条例検証シートを知らなかった議員もいるため、次期の議会での参考になっているか疑問に思う。 D ○前回の検証結果等について、議会全体としての具体的な協議の場がなく、共有がなされていない以上、何ら効果的な検証とは評価できない。	○検証に基づいて、適切な措置を講じるように努めます。	